# 「のとＳＤＧｓトレイル（仮称）」基本計画

１．はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．路線設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

３．施設等整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

４．運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

５．今後の進め方（予定）・・・・・・・・・・・・・・６

別添　路線概略図

令和８年１０月

石川県

## １．はじめに

令和６年１月１日に発生した能登半島地震では、多くの人々の生命や財産が失われ、地域の社会基盤や産業等に甚大な被害が生じた。さらに同年９月の奥能登豪雨によって、復旧・復興の途上にあった地域は二重に被災し、能登の自然環境や景観、暮らしに大きな影響を及ぼした。

県では、令和６年６月に「石川県創造的復興プラン」を策定し、「のとＳＤＧｓトレイル（仮称)」の創設を「創造的復興リーディングプロジェクト」の一つとして位置づけ、環境学習の推進や交流人口につなげることとした。

能登半島には、海と山が近接する地形の中で育まれてきた里山里海の暮らしや、地域ごとに受け継がれてきた歴史、文化、食、人とのつながりなど長い年月をかけて育まれてきた多様な魅力があることに加え、半島という地理的特性から、外浦・内浦・内陸それぞれに異なる風土や暮らしが形成されており、「のとＳＤＧｓトレイル（仮称)」の創設は、こうした能登固有の価値を生かし、地域内外の人々の交流を促進するとともに、その魅力や価値を次世代へと継承していく取組である。

本トレイルは、能登半島を歩く速さで旅をすることで、地域で立ち止まり、人とふれあい、里山里海の自然や暮らしの中に身を置きながら、半島ならではの地域ごとに異なる風景や営みを五感で感じ、能登の多様な魅力を体験できるものである。

また、震災によって生じた地形や景観の変化、地域の暮らしへの影響とともに、自然の脅威と恵みの中で復旧・復興に取り組む地域の姿を歩いて知ることで、能登が有する価値を改めて見つめ直す機会をもたらすものである。

本トレイルを通じて、能登の自然、暮らし、歴史、文化、人との出会いをつなぎ、地域内外の人々の交流や新たな地域づくりへと広げていくことで、創造的復興に資する取組としていく。本トレイルが目指すものは以下のとおりとする。

＜「のとＳＤＧｓトレイル（仮称)」が目指すもの＞

① 復興の象徴として、震災の記憶や教訓を未来へと継承する

②「能登はやさしや土までも」と表現される能登の人々との出会いや交流を通じて、人と地域とのつながりを育むとともに、ふるさとの魅力を再認識する機会を創出する

③ 長く歩く旅を通じて、ハイカーが地域に長く滞在することで、幅広い面での地域活性化に繋げる

④ １本の長く歩く道を通じて、地域の魅力を一体として発信し、能登全体のブランド価値を高める

## ２．路線設定

### （１）名称

本トレイルは、「中部北陸自然歩道」の能登地域における一部区間として位置づける。なお、本トレイルの愛称およびシンボルマークについては、長く親しまれるものとなるよう、別途、公募等により定めることとする。

なお、決定されるまでの間、「のとＳＤＧｓトレイル」を仮称として用いる。

### （２）路線区間

宝達志水町大海川河口エリアから中能登町碁石ヶ峰エリアまでとする。

※別添『概略路線』参照

### （３）利用対象

全線の一括踏破又は分割踏破を目指す利用者から、一部区間を日帰りから１泊２日程度で散策を行う親子連れや中高年層まで、幅広い利用者層を想定する。

### （４）路線の構成

一本でつなぐ道とする。ただし、地域の意向等を踏まえ、必要に応じて支線を設定することも可能とする。

### （５）路線の設定方法

既存の道の活用を基本として、路線を通過する自治体と協働で地域とのワークショップや現地調査などを行った上で決定する。

### （６）通過地点

震災の記憶・教訓を伝える場所、半島ならではの自然や景観、能登の歴史・文化・暮らしを感じられる集落、旅の軌跡を振り返ることのできる眺望地など、歩いて興味をそそられる地点を通過する。想定される通過地点は以下のとおり。

- 震災の記憶・教訓を未来へ伝える場所（震災遺構等）
- 半島ならではの雄大な自然や景観を体感できる場所（景勝地、ジオサイト等）
- 能登の里山里海に育まれた歴史・文化・暮らし・食を体感できる場所（風情ある町並み、寺社、市場、漁港等）
- 能登を見渡し、歩いてきた道を振り返ることができる場所（山、海岸線等）

### （７）留意事項

①安全性

車道を利用する場合には、当該道路の通行量や道幅など、安全性について配慮する。岩登り等、高度な技術を要する難易度の高い路線は設定しない。

②利便性

公共交通機関や宿泊施設との接続を考慮するなど、利用者の利便性を十分考慮する。

③その他

既存の道以外でも、例えば海岸や砂浜など徒歩が可能な区間について、そのままトレイルとして使える場合には活用する。また、資源を機械的に結ぶのではなく、周辺区間一帯の中でテーマ性を持たせることを考慮する。

## ３．施設等整備

### （１）歩道（路体）

・既存道の管理者に理解を求め、原則として既存道を活用する。
・新規に歩道を整備する場合は、利用状況等も勘案しながら自然環境の保全のため必要最低限の規模とする。
・管理は歩道設置主体が行う。

### （２）標識

・原則として、路線上の既存標識を活用する。
・誘導標識、シンボルマーク等表示板など統一的に整備すべき標識類については、県が整備する。

### （３）情報発信施設

・利用者の休憩、路線や観光情報といった情報の提供を目的とした情報発信施設を設ける。
・道の駅や農家民宿などの既存施設の活用を原則とする。
・路線の距離も勘案しながら各市町１～２か所程度設け、情報発信施設のうち、一つを拠点施設として位置づける。

### （４）留意事項

施設等整備にあたっては、いしかわ里山里海サイクリングルートや能登半島絶景海道などの関連する取組との連携や施設・機能の共用を検討する。

## ４．運営

安全かつ適切な利用のより一層の推進や、サービスの向上及び継続的にサービスを提供することを目的として、次のとおり本トレイルの運営について定める。

### （１）運営の内容

①広報

地図やウェブサイト、ＳＮＳを活用し、路線情報や観光情報、
避難ルート等を提供する。

②企画

路線の活用促進に向けて、県は広域的なイベント等を企画・実施し、
路線全体の周知を図るとともに、市町は地域の特色を生かした
イベント等を通じて、各地域における利用促進を図る。

③路線の状態把握・維持管理

路線が維持されるよう、路線の状態について把握を行うとともに、
必要な整備を行う。

### （２）運営の体制

・県、市町、情報発信施設、拠点施設で構成し、運営を行う。
・拠点施設には、路線・観光情報等の一元管理・発信を担う統括本部を置く。
・統括本部は、民間事業者が運営を担うものとし、全線開通までに参画を目指すこととする。
・詳細な体制や役割については、別途、運営計画を作成し、定めるものとする。

**【体制のイメージ図】**

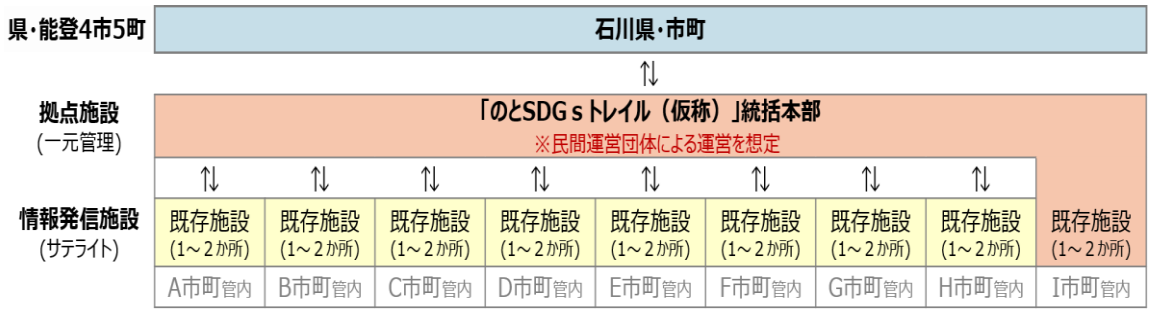

**【主な役割】**

○県

・管理路線（国道、県道）の状態確認　　⇒　拠点施設（統括本部）へ報告

・トレイル全体の周知、広域的な利用促進策の展開

○市町

・管理路線（市町道）の状態確認　⇒　拠点施設（統括本部）へ報告

・地域の特色を生かした利用促進

○拠点施設（統括本部）

・路線・観光情報等の一元管理・発信、路線情報の情報発信施設（サテライト）への共有

・民間運営団体による運営開始までの間、県が統括本部の業務を担う

○情報発信施設（サテライト）

・路線・観光情報等の発信、利用者への案内・サポート

なお、路線の維持管理（状態確認、補修、草刈り等）については、路線管理者が実施する。（国道：国・県、県道：県、市町道：市町など）

## ５．今後の進め方（予定）

### （１）「のとＳＤＧｓトレイル（仮称）」推進会議の設立

本計画に基づき、トレイルの具体化に向けた協議・調整やルートの検討等を行うため、「のとＳＤＧｓトレイル（仮称）」推進会議を設置し、関係者が連携してトレイルの創設を進めていくこととする。

### （２）スケジュール

| | |
|---|---|
| 令和８年度後半 | ・基本計画の概略図をもとに、地域とのワークショップを順次実施<br>・「のとＳＤＧｓトレイル（仮称）」推進会議の設立<br>・部分開通区間の決定 |
| 令和９年度 | ・愛称、ロゴマークの決定<br>・地権者交渉、路線台帳整備を経た後、最初の路線の一部開通<br>・運営計画※、路線の維持管理マニュアル等の作成<br>※全線開通までに、民間運営団体も含めた運営計画へ改定 |
| 令和１０年度以降 | ・順次、路線の一部開通 |
| 令和１４年度 | ・路線の全線開通 |

## 別添・概略路線図

※概略路線図は、現時点で想定される概略の位置を示すものであり、路線の位置を厳密に示すものではない。また、今後の路線検討は、おおむねこの概略路線図に沿って進めることとするが、検討の結果、決定する路線がこの概略路線図と異なることもあり得るものである。